

坂戸・鶴ヶ島消防組合複写機賃貸借契約約款

(契約の履行)

第1条 賃借人及び賃貸人は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面等に従い、契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 この契約は、賃貸人が複写機及び関連機器（以下「複写機」という。）を賃借人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、賃借人はそれに対して賃貸借料金を支払うことを目的とする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 賃貸人は、この契約の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(賃貸借料金に含まれる費用)

第5条 賃貸借料金には、当該機器の搬入・搬出・調整費用、複写用紙以外のトナー、感光体、部品の修理・交換・調整に必要な費用を含める。

(賃貸借料金の算出及び請求)

第6条 賃貸人は、毎月末に賃借人の職員の確認を受けて複写枚数を算出し、これに契約単価を乗じ、更に消費税及び地方消費税を加えた賃貸借料金を賃借人に対して請求する。この場合、請求金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(賃貸借料金の支払)

第7条 賃借人は、賃貸人から前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求金額を賃貸人に支払わなければならない。

(保守)

第8条 賃貸人は、複写機を常に良好な運転状態に保つように定期的に技術員を設置場所に派遣して点検と調整を行わなければならない。

2 複写機が故障した場合、賃貸人は、技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 賃貸人の作業の実施は、賃貸人所定の営業時間内に行うものとする。

(複写機の所有権)

第9条 複写機の所有権は賃貸人に属し、賃借人はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 賃借人は、複写機が賃貸人の所有であることを示す表示等を毀損するなど複写機の現状を変更するような行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第10条 賃借人は、契約書記載の設置場所を変更する場合は、あらかじめ賃貸人に通知し、賃貸人の承認を得なければならない。この場合、複写機の移動は、賃貸人又は賃貸人の指名する者が、賃貸人の負担で行うものとする。

(保険)

第11条 賃貸人は、この契約の対象となる複写機に対し、自己の費用で動産総合保険を付

保する。

- 2 賃貸人は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに賃借人に提示しなければならない。

(損害賠償)

第12条 賃貸人は、賃借人が第9条に違反する等、故意又は重過失により複写機に損害を与えた場合は、その賠償を賃借人に請求することができる。

- 2 前項の場合において、前条の規定による動産総合保険で填補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず賃貸人は賃借人に請求しない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第13条 契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、賃貸人の負担とする。ただし、その損害の発生に賃借人の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で賃借人が負担するものとし、その額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第13条の2 この契約に関し、賃貸人が次の各号のいずれかに該当したときは、賃貸人は、賃借人の請求に基づき、この契約の賃貸借代金額（この契約の締結後、賃貸借代金額の変更があった場合には、変更後の賃貸借代金額）の10分の2に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に賃借人に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、賃貸人（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、賃貸人（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、賃借人に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、賃借人がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 賃貸人が前2項の賠償金を賃借人の指定する期間内に賃借人に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

(負担区分)

第14条 賃貸人が、この契約を履行するため複写機に供給する電力は、賃借人が負担する。
(賃借人の解除権)

第15条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 賃貸人の責めに帰すべき理由により、契約期間内にこの契約の業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第4条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第16条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (5) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、賃貸人は、契約金額（単価）に年間予定複写枚数を乗じて得た額（以下「年間予定契約金額」という。）の10分の1の額を違約金として賃借人の指定する期限内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第4号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保が提供されているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第16条 賃借人は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

(賃貸人の解除権)

第 17 条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 借借人がこの契約の内容を変更したため、年間予定契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 借借人が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 賃貸人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を借借人に請求することができる。

(複写機及び消耗品等の返還)

第 18 条 契約期間の満了又は第 15 条、第 16 条若しくは第 17 条の規定により、この契約が終了した場合、借借人は複写機及び消耗品等を速やかに賃貸人に返還しなければならない。

(秘密の保持)

第 19 条 賃貸人は、この契約の履行にあたって知り得た借借人の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第 20 条 賃貸人は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項)

第 21 条 この契約書及び約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じたときは、必要に応じて借借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

(平成 26 年 4 月 1 日改正)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、坂戸・鶴ヶ島消防組合（以下「貸借人」という。）から事務の委託を受けた者（以下「貸貸人」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、坂戸・鶴ヶ島消防組合個人情報保護条例（平成15年条例第2号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 貸貸人は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 貸貸人は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての説明を行い、その旨を書面（様式第1号）により貸借人に報告しなければならない。

3 貸貸人は、前項の説明を行った後速やかに、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報保護に関する誓約書（様式第2号）を貸借人に提出させなければならない。

4 第1項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(安全確保)

第3 貸貸人は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な管理及び保管、搬送における安全の確保その他必要な措置を講じなければならない。

2 貸貸人は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いに関し、管理責任者を定めるとともに、当該管理責任者、個人情報の保管場所及び個人情報を利用する作業場所を書面（様式第3号）により貸借人に通知しなければならない。

3 貸貸人は、貸借人の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織（電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。）を利用してこの契約による事務に係る個人情報を処理するときは、貸貸人以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

(再委託の禁止)

第4 貸貸人は、貸借人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(収集の制限)

第5 貸貸人は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6 貸貸人は、貸借人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 貸貸人は、貸借人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(貸借人による監査)

第8 貸借人は、この契約による事務に係る個人情報を保護するために必要があると認めるときは、貸貸人に対して個人情報を取り扱う事務の管理状況等について監査を行うことが

できるものとし、賃貸人は、これに協力し必要な情報を提供しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 9 賃貸人は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第 10 賃貸人は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに、賃借人に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 11 賃借人は、賃貸人がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(平成 23 年 9 月 1 日改正)